

令和 7 年度事業計画

自 令和 7 年 1 月 1 日
至 令和 7 年 12 月 31 日
令和 7 年 2 月 4 日変更

I. 最近の養蜂をめぐる状況

我が国の養蜂をめぐる情勢は、養蜂家数については、平成 24 年 6 月の養蜂振興法の改正により、小規模の養蜂家も含めて届出が義務化され、平成 25 年 1 月以降小規模な養蜂家が増えてきたことから増加傾向にある。令和 5 年 11 月の畜産局長通知により届出対象が拡大されたこともあって、令和 5 年から令和 6 年の飼育戸数は、前年と比較して増加し、令和 6 年 1 月現在は 12,061 戸と令和 5 年 1 月現在 11,416 戸に比べ 645 戸、約 5.6%増となっている。

また、蜜源植物の面積は、近年減少傾向で推移しており、令和 5 年現在 80.9 千ヘクタールと令和 4 年の 99.8 千ヘクタールと比べ 18.9 千ヘクタール、約 19%の減少となった。

国内の蜂蜜生産量は、減少傾向で推移していたが、令和 5 年は 2,636 トンと令和 4 年の 2,549 トンに比べ増加した。

輸入量は、令和 5 年は 41,924 トンと令和 4 年の 47,276 トンに比べ約 11%の減少となっており、このうち約 67%は中国からの輸入である。

令和 5 年の国産、輸入を合わせた国内消費量は約 4 万 5 千トンで、蜂蜜の自給率は 5.9%と令和 4 年の 5.1%に比べ若干ではあるが上昇している。

国産蜂蜜の価格動向は、卸売価格で 1 k g 当たり 1,200 円から 2,500 円の水準となっており、中国産をはじめとした輸入蜂蜜と国産蜂蜜には相当の価格差がある。

その他、蜂産品として、ローヤルゼリー約 3 トン、蜜ろう約 15 トンが国内で生産されている。

また、花粉交配(ポリネーション)用の蜜蜂として令和 5 年は 77 千群が生産され、果樹栽培、園芸用施設栽培、野菜種子等様々な農業生産現場で活躍し、農作物の結実増収、食糧増産等に貢献している。

以上のように、届出蜜蜂飼育戸数は増加傾向である反面、全国各地において蜜源の保護及び増殖に努めた成果はあるものの、蜜源植物の面積は減少傾向にあり、蜂群配置の適正化については、これまで以上に支障を来している面が見られる。

国産蜂蜜の消費は、消費者の国産志向や健康志向から消費量の増加が期待されることから、国産蜂蜜の生産拡大が重要な課題となっており、このためには、蜜源植物の植栽面積の更なる拡大が不可欠な状況となっている。

このような状況を踏まえ、当協会の目的である（１）養蜂事業の発達を図り、養蜂関連産業の振興に寄与すること、（２）花粉媒介用蜜蜂による農作物の結実増収を図り、食料増産に寄与すること等に即して、次の方針に基づき事業に取り組む。

（注）蜜蜂飼育戸数等の数値は、農林水産省畜産局の【養蜂をめぐる情勢】（令和 6 年 11 月）の資料による。

Ⅱ. 方針

令和 7 年は、前年と大きく異なる項目について、次のような方針により、収支予算案を作成する。

ア. 会費の見直し

物資幹旋事業の収支が悪化している状況が続く、理事会において収支の改善を図る方法を検討していたが、一般社団法人として、事業継続のためには会費の見直しをせざるを得ない。

令和 7 年日蜂協定時総会において、令和 7 年は令和 6 年と同じ考え方の会費の議案を提出し、令和 8 年からの会員構成員割引き上げに関する議案を提出することとする。

イ. 国庫補助事業養蜂等振興強化推進事業（全国公募）の計上

全国公募の令和 6 年度（国庫会計年度、4～3 月）事業は約 1 億 3,500 万円の補助金交付決定を受けたため、令和 7 年収支予算では、令和 6 年 12 月末時点での概算払い交付補助金使用見込残額及び概算払いと国庫会計年度中の使用見込額との差額を国庫補助事業として計上し、令和 7 年 1 月から 3 月までの使用見込額を費用として計上する。なお、国庫補助事業では費用の一部として、補助により取得した固定資産の減価償却費が計上されており、それが主因で収支予算上、赤字になっている。当該赤字は、補助事業終了後に固定資産の譲渡等により解消する予定である。

国庫補助事業は公募であり、日本養蜂協会が応募した結果、令和 7 年度が採択されなかった場合を案 1 として、採択された場合を案 2 とする。令和 7 年 1 月に公表された交付額を考慮して、応募金額については 6 年度の交付決定額 1.35 億円から 1.54 億円に変更する。

ウ. 競馬関係団体等による助成事業等の計上

令和 5 年に、日本中央競馬会（以下、「JRA」という。）畜産振興事業及び地方競馬全国協会（以下、「地全協」という。）畜産振興事業に応募した結果、両事業とも採択された。

令和 5 年度（国庫会計年度と同じ。）から令和 7 年度までの 3 年間、実施することとなっている。概算払いがなく、12 月までに一括交付され、2 割の自己負担のある JRA 事業及び 12 月までに概算払いがあり、残額が 1～3 月に交付され、自己負担のない地全協事業という助成金の交付時期等を踏まえた収支を計上する。

なお、地全協事業においては、令和 7 年度において新規の事業に応募し、採択された場合、採択された条件を踏まえて事業を実施する。

また、令和 6 年度のクロップライフジャパン（旧：農薬工業会）からの蜂蜜に

対する農薬の影響分析等に係る委託事業費は、事業完了後の日蜂協の請求後に支払われること（3月中目途）を踏まえ、収支を計上する。令和7年は、新規の委託はない。農薬の再評価の進捗状況をみて、再評価後の影響分析に関する要請について、令和12年前後に検討する。

Ⅲ. 事業内容

1. 国庫補助事業

（1）事業目的

農林水産省国庫補助事業（養蜂等振興強化推進事業）

令和6年度において当該事業に日本養蜂協会が応募し、採択された。令和6年度分は次の概要のとおりである。具体的には「養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組」、「花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組」、「飼養衛生管理技術向上に向けた取組」等について令和7年3月末まで引き続き事業を実施する。

なお、令和7年度分が公募され、応募して採択された場合、公募要領に即して事業を実施する。

（2）令和6年度事業の概要

- ① 蜂群適正配置に関わる蜜資源量の推定技術の開発及び収量調査
蜜蜂の訪花特異性及び訪花エリアを推定する調査をするとともに花蜜及びはちみつを採取し、蜜資源量と面積当たりの適正な蜂群数を推計・検証する。
- ② 養蜂に関する統計資料収集及び各種情報のシステム化事業
国際機関（FAO）の蜜源植物のデータ収集と分析、養蜂家の蜜源及び花粉交配等に関するデータを取りまとめ蜂群適正配置に有効利用する。
- ③ 蜂群の低温管理による産卵停止技術の検証
健全な花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化する為の蜂群の低温管理技術の導入等の取り組み。
- ④ 養蜂技術指導講習会実施事業
行政関係者及び指導的立場の養蜂家への養蜂技術指導講習会を開催。
- ⑤ ミツバチヘギイタダニ対策事業
 - ・炭酸ガス及びダニ捕虫器を用いたダニ防除の検討
高濃度炭酸ガス及びダニ捕虫器を用いたダニ防除技術実用化試験の実施。
 - ・ミツバチヘギイタダニに対する新規薬剤の検討

ハダニ類やアカリダニ等に対する国内で販売されている防除剤等についてミツバチヘギイタダニに対する防除効果を確認する試験の実施。

・ 蜜蜂のダニ抵抗性ゲノム分析等対策

ダニ抵抗性形質を持つ蜜蜂の輸入に際して必要となる評価法並びにウイルス保有の判定法を確立し、輸入群等の評価を行う。

⑥ シュウ酸等実用化促進事業

海外で販売されているストリップ型シュウ酸のミツバチヘギイタダニへの効能効果を確認する薬理試験の実施。

⑦ 酸化エチレンに代替する消毒方法の検討

巣箱等の消毒のために微酸性次亜塩素酸水にウルトラファインバブルを含ませる方法の実証試験、及びグルタルアルデヒド等の腐蝕病菌への効果を確認する実証試験の実施。

⑧ 新規巣箱の導入による省力化等事業

非木製のミツバチ用巣箱で蜜蜂を飼育し、温湿度変化、蜂群の成長への影響等を調査する。

⑨ 長距離トラック輸送法及び管理技術の検討

温度設定及び通気可能なリーファーコンテナを利用した蜜蜂の長距離輸送試験及び改造トラックによる蜜蜂の長距離輸送の事例を実施し、トラックドライバーの長距離輸送での就業時間制限等に対する今後の改善方向を検討する。

⑩ オオスズメバチ追跡技術の検討

電波を発信する機器をオオスズメバチに取り付け、追跡方法を検討し駆除の効率化を図る。

⑪ 蜜蜂の避暑対策試験事業

夏場における避暑対策として日除けプレハブ内に蜜蜂の巣箱を設置し、巣箱内の温度・湿度等の変化を計測するとともに、直射日光を受ける場所、陰に置いた場合の蜜蜂の状態とも比較する試験を実施する。

⑫ 蜜蜂用飼料非砂糖資材実証等事業

日蜂協幹旋養蜂飼料及びサトウキビ残渣利用糖液等を蜜蜂へ供給し、蜜蜂の状態を比較する実証試験等を実施する。

2. 競馬関係団体助成事業

(1) 日本中央競馬会畜産振興事業

・蜂蜜中残留農薬関連情報収集・活用促進事業

令和5年度から令和7年度の3年間で150件（毎年50件）、国産蜂蜜の残留農薬の検出事例等がある20成分のモニタリングを行う。

(2) 地方競馬全国協会畜産振興補助事業

・蜜源植物安定生産技術実証・普及事業

令和5年度から令和7年度の3年間の事業実施期間において、天敵線虫によるレンゲ害虫（アルファルファタコゾウムシ）の防除試験、レンゲ害虫の天敵であるヨーロッパトビチビアメバチの増殖・放飼試験、レンゲの遅まき等によるレンゲ害虫の防除試験、蜜源樹木利用促進技術普及を行う。

3. 養蜂関連物資斡旋事業

(1) 事業目的

我が国の養蜂は、中山間地をはじめ全国各地域において取り組まれており、蜂蜜、ローヤルゼリー、蜜ろう等の蜂産品を生産し、甘味資源等として供給している。

また、花粉交配用蜜蜂として、サクランボ・リンゴ等の果樹作物、イチゴ・メロン等の園芸作物及びタマネギ・ブロッコリー等野菜種子など、農作物の花粉交配に寄与しており、我が国の農業生産にとって重要な役割を果たしている。

こうした我が国の養蜂を背景として、当協会傘下会員の経営安定と生産性向上に資するため、養蜂飼料、蜜源作物苗木・種子、病虫害予防駆除薬品、蜂蜜販売用ビン・ラベル等多様な関連物資を斡旋販売し、傘下会員各位の養蜂経営に寄与することを目的として、前年と同様の事業内容で取り組む。

(2) 事業内容（斡旋物資等の取扱品目）

- ① 養蜂飼料（越冬飼料、越夏飼料、建勢飼料）
- ② 代用花粉（ビーブリードプラス、ビーハッチャー、トレー）
- ③ 健康飼料（スーパービーⅡ、アピタミン）
- ④ 蜜源苗木・種子（レンゲ、ヘアリーベッチ、寒冷地向けヘアリーベッチ、キザキノナタネ、ナナシキブ、ビービーツリー）
- ⑤ 病虫害予防駆除薬品（腐蛆病予防薬：タイラン水溶散及び粉糖、ダニ駆除剤：日農アピスタン・アピバール・チモバール）
- ⑥ 販売用資材（ビン関係：ビン、キャップ、パッキン、ラベル、キャップシール、ドライヤー、花名シール、化粧箱、包装紙、ワンタッチ容器関係：ボトル、キャップ、）

- ⑦ 養蜂資材（着脱式三角コマ、スズメバチ防除器(1月から取扱い開始)）
- ⑧ 蜂蜜管理用器材（糖度計）
- ⑨ 販売促進用パンフレット、チラシ
- ⑩ フェリー航送、蜜蜂輸送用リーファーコンテナの仲介
- ⑪ 作業補助資材（マッスルスーツ）

（３）幹旋物資の受注及び販売等について

- ① 養蜂飼料は、毎年度、年間３回を目途として、配給価格を設定し、その後に会員を通じて傘下会員に通知し受注する。
- ② 蜜源種子（レンゲ、ヘアリーベッチ）については、毎年度６月ごろに種苗会社入札により決定し、会員を通じて傘下会員に通知し受注する。
その他の蜜源苗木・種子（ビービーツリー、寒冷地向けヘアリーベッチ、キザキノナタネ、ナナシキブ）については、取扱会社と交渉の上、価格を決定し、会員を通じて傘下会員に通知し受注する。
- ③ 薬機法上の医薬品等に該当するものは、注文のとりまとめ、代金の回収等を仲介する。
- ④ その他の品目については、常時、傘下会員等からの受注を受け発注する。

（４）手数料水準の見直し

飼料、ビン及び種子等の養蜂関連の資材価格が上昇してきた中で、近年、養蜂飼料の販売数量の減少等で物資幹旋事業の収支が悪化してきている。

そのため、日本養蜂協会の取扱物品ごとの手数料及び都道府県の団体取扱手数料の水準を、引き続き検討することとする。

フェリー航送に係る手数料水準を見直して、令和７年１月から割引率の半分程度を手数料額とする。

ダニ駆除剤アピバールについては、日蜂協事務取扱手数料単価の値上げ要請を行い、令和６年４月からの取扱手数料単価が値上げされた。同様にアピスタンにおいても値上げの要請を行い、令和７年４月から値上げされることとなっている。

また、令和５年１０月からのインボイス制度の導入に伴い、そのための作業及び請求書の代理交付業務が追加され、都道府県会員団体の作業が増加している中で、会員団体から団体取扱手数料の増額要請があったため、令和６年において養蜂飼料の団体手数料単価の値上げを行った。

なお、団体取扱手数料については、これまでの養蜂飼料、格付容器（ビン）の取扱量に加え、ダニ駆除剤（アピバール 50 群用）の取り扱い分について、令和７年１月から追加するが、支払いは３品目合計で令和８年１月末を目途とする。

(5) 養蜂用配合飼料価格安定基金規程の当分の間の適用中止等

飼料基金は令和 5 年 12 月に 1,000 万円を取り崩し、残高が 4,000 万円となった。一方、日蜂協から飼料メーカー等への飼料及び薬品の代金支払いから、傘下会員からの代金回収に要する時間差がある中で、公益目的支出計画で保有していた現金がなくなったこと、飼料価格が上昇したこと、飼料在庫が増加したこと及びダニ対策用薬品のキャンペーン期間中の集中購入により、飼料及び薬品の代金支払いに要するキャッシュが短期的に不足しかねない状況が複数年続いている。

このため、飼料基金を基金として維持することは、当分の間、極めて困難であると判断し、引き続き同規程の適用を中止することとする。今後、キャッシュフローに余裕ができるよう努め、基金であった資産を、特定資産である準備金として運用していくこととする。準備金残高は、今後数年間で収支改善を図る中で、4,000 万円を目指して積み上げていくこととする。

(6) 事業の円滑な推進の留意

都道府県団体（各会員及び傘下会員）と連携を図り、1 か月単位として、注文書の受付、業者への発注、物資の受領、代金の請求、代金の回収等の一連の業務を円滑化かつ効率的に行う業務体制を構築する。

また、主要な取引品目である養蜂飼料については、仕入価格を踏まえた配給価格設定による定期的かつ円滑な配給の実施に努める。

(7) インボイス制度等への対応

令和 5 年 10 月から導入されたインボイス制度に対応するため、税率の明記等の請求書の様式の変更及び都道府県会員団体による傘下会員への代理交付等のための環境整備を、引き続き行う。

また、令和 6 年 1 月に施行された電子帳簿保存法への対応のため、請求書等のメールによる傘下会員への送付の拡大を図り、事務の迅速化・ペーパーレス化を促進していくこととする。

4. 組織強化事業

平成 24 年 6 月養蜂振興法改正に伴い、小規模養蜂家も届出が義務化されたことから、平成 25 年 1 月以降、養蜂家数が増加している。

当協会の傘下会員数は、令和 6 年 9 月現在 2,566 名で組織率は約 21%、全国の群数に占める当協会傘下会員の群数のシェアは約 47%となっている。

(1) ブロック大会の主催等

ブロック大会の組織活動を主催等し、要請に応じ地域代表者会議等に参加し、意見交換を行う。

(2) 日蜂通信の発行

昭和 32 年から今日まで、紙面版日蜂通信を 68 年間にわたり定期発行してきており、会員への活動状況及び養蜂に係る情報提供に取り組んできたところであり、引き続き、定期発行に努める。令和 5 年から紙面版は年間 6 回発行しているが、情報伝達の迅速化のため、ホームページを活用して電子版日蜂通信を年 4 回程度発行する。

(3) 養蜂振興情報の提供

ホームページやパンフレット等を利用して、養蜂振興に関する情報として蜜蜂の適切な飼養管理技術、病虫害対策や園芸農家での適切な花粉交配用蜜蜂の取扱による蜜蜂の損耗防止技術等の情報を提供する。

(4) 後継者・青年部支援

次世代を担う後継者等で組織される青年部について、青年部が開催する代表者会議等への日蜂協役員の参加と支援、支部段階の研修会等の活動を支援していくこととする。

(5) 関係試験研究機関等との連携強化

国内の関係試験研究機関及び大学等との連携強化を図り、必要に応じ、海外の養蜂関係の研究者との交流により、技術的な情報交換等を行う。

(6) 養蜂振興法の運用改善等への取組

飼育届が出た場合の蜂群配置調整のための情報の共有への同意欄の追加及び農薬散布業者への飼育届の一部情報の提供の同意欄の追加等について、農林水産省が畜産局長通知等の改正を令和 5 年 11 月に行った。

また、日蜂協は、農林水産省が主催する蜂群の適正配置に向けた会議等に参加し、意見交換を行う。

(7) アピモンディアとの連携

令和 7 年（2025 年）9 月、スカンジナビア 3 国（デンマーク、ノルウェー、スウェーデン）の共催で、第 49 回国際養蜂会議がコペンハーゲンで開催されるため、日蜂協の役員等が参加する予定である。

5. 蜂製品の安定供給事業

蜂蜜・蜂製品の農業・環境への貢献・重要性について、国内及び世界の蜂蜜・蜂製品関係団体・研究機関等との交流・情報交換等により情報収集し、また、広く養蜂家等に対し蜂蜜・蜂製品情報を提供することにより、蜂製品の安定供給に

寄与することを目的とし、次の事業内容とする。

(1) 蜂製品の検査データの収集

蜂蜜等の蜂製品の安全性の確認等を実施し、安全な蜂製品を生産・供給することにより、養蜂産業及び蜂製品産業の生産・消費に係る環境を整備する。引き続き J R A 助成事業と連携し、蜂蜜中の農薬残留のモニタリングデータを収集し、残留基準値見直しへの方針案等を検討する。

(2) 安全な蜂蜜の生産への取組

安全な蜂蜜生産のために、蜜蜂の飼養管理及び採蜜工程等、消費者へ蜂蜜を提供する過程を記録した「蜜蜂の採蜜・衛生管理台帳」の利用促進及び関係法律に基づいた適正な表示等の推進に取り組む。

また、改正された食品衛生法の施行に伴い、蜂蜜等販売事業者が、H A C C P に沿った衛生管理が実施できるようにするための手引書の普及及び密閉容器入り（瓶詰め等）蜂蜜の販売には営業届出が必要なことの周知に取り組む。

(3) 蜂蜜の品質向上等のための品評会等への支援

蜂蜜の品質向上等のため、都道府県会員団体が主催等する品評会等を支援する。

(4) 養蜂関係団体等との意見交換

養蜂関係団体等との意見交換により、最新の養蜂・蜂製品に関する技術情報、規則、規格等の情報の収集・提供を行う。

具体的には、（一社）全国はちみつ公正取引協議会との意見交換等に取り組む。

6. 蜜源・蜜蜂安定供給事業

蜜蜂の安定供給のため、蜜源の病虫害防止、保護増殖、蜜蜂の適正管理、蜂群の配置調整の円滑化により、限りある蜜源の有効利用を促進し、蜂蜜等蜂製品の安定供給に寄与することを目的とし、次の事業内容とする。

(1) 農林水産省地域公募事業の推進

国庫補助事業養蜂等振興強化推進事業（地域公募事業）を活用して都道府県団体が応募し、蜜源植物の植栽等について取り組めるよう支援する。

(2) 蜜源保護増殖等対策

蜜源植物の保護及び増殖等を行うことにより、養蜂振興と蜂製品の安定供給を図るため、次の事項に取り組む等する。

① 地全協の蜜源樹木利用促進技術普及事業と連携し、ニセアカシアをはじめと

する蜜源樹木について、適正管理に留意しながら、保全保護、植栽の拡大、植栽から採蜜できるまでの期間の短縮化等に関する活動の取り組み、支援等を行う。

- ② レンゲ、ヘアリーベッチ、ナタネ、ビービーツリー等の作付面積の維持、拡大を図る活動に取り組む。

（３）蜜源植物の病虫害被害軽減対策

地全協事業の天敵線虫による防除試験、天敵蜂増殖・放飼試験及びレンゲの遅まきによる防除試験等と連携し、蜜源植物の病虫害の被害を軽減することにより、蜜源の損耗を防止し、蜜蜂及び蜂製品の安定供給を図るため、レンゲに食害を与えている外来害虫アルファルファタコゾウムシの駆除及び被害軽減に向けた試験等を行う。

（４）蜜蜂の適正管理対策

蜜蜂の適正管理により蜜源の有効利用や蜜蜂の損耗を防止し、蜜蜂及び蜂製品の安定供給を図るため、これまで作成した養蜂飼養管理マニュアル等を都道府県団体及び養蜂家・園芸農家向けに必要な応じて提供する。

（５）蜂群配置調整等対策

蜂群配置の適正化（良質な蜂蜜の供給のみならず、花粉交配用蜜蜂の供給等我が国の農業生産にも貢献している養蜂業者が養蜂業を安定的に営めるような蜂場の確保）を図るため、日本養蜂協会の会員団体と都道府県との連携を強化し、蜂群の位置情報、蜜源植物の植栽情報、疾病情報等の関係データの蓄積・活用及び情報共有を進める。

また、園芸農家への花粉交配用蜜蜂の安定供給と使用後の適切な処置を行うよう関係団体に要請する。

7. 蜂病・薬害等対策事業

蜂病・薬害対策等として、蜜蜂の生命・健康を守ることへの支援を行い蜜蜂の損耗を防止することにより、蜂蜜及び蜂製品の生産拡大と花粉交配用蜜蜂の安定供給に寄与することを目的とし、次の事業内容とする。

（１）蜂病対策

① 蜂病及び薬害の研究・防除・予防

蜂病及び薬害の研究・防除・予防に取り組み、蜂病の実態把握、適切な予防対策を実施し、蜜蜂の損耗防止に役立てる。

② 薬剤対策

国庫補助事業のミツバチヘギイタダニ対策事業等と連携し、蜂病に対する予防薬・治療薬の開発や薬剤実用化により、蜜蜂損耗の防止に役立てることとし、当面はミツバチヘギイタダニ駆除剤の承認に向けたダニ被害情報の集約や調査試験への協力等に取り組む。

また、岐阜薬科大学等と連携し、新たなダニ駆除剤の開発・創薬への支援を検討する。

③ 衛生等対策

器具・機材の消毒や蜂場の衛生対策を実施することにより、蜜蜂の損耗防止に寄与する。具体的には、国庫補助事業の巣箱等の消毒方法検討事業と連携し、エキガードに代替する巣箱・巣板の消毒薬の開発などに取り組む。

なお、エキガードについては、傘下会員が在庫で保有している期間、環境省から通知されたエキガード使用者による酸化エチレン排出抑制対策への対応（自主管理計画の達成状況等）の環境省への報告を行う。環境省への令和8年以降の報告について検討する。

また、ダニの防除手法を中心とした衛生管理や蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための技術の普及等に取り組む。

（2）蜜蜂農薬被害対策

稲作におけるカメムシ防除のためのネオネコチノイド系の農薬散布による蜜蜂の斃死の被害等が発生し、養蜂経営に影響を及ぼしている。

こうした農薬による蜜蜂被害対策について、「令和6年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」が、農林水産省（消費・安全局農産安全管理課、畜産局畜産振興課）から指導されているが、被害対策が進んでいない地域が多々みられることから傘下会員としての被害事例を積み上げ、散布情報の養蜂家への提供を通じた農薬被害の防止、発生した場合の原因究明等を要請していく。

（3）熊による養蜂被害対策について

我が国の養蜂は、里山等山間部の蜜源樹木を蜜源とした蜂蜜を生産しているところが多いが、これらの地域において、近年、熊（ツキノワグマ、ヒグマ）による養蜂への被害が生じており、養蜂家の財産である巣箱、蜜蜂、蜂蜜等に被害が発生している。令和6年4月から、環境省が鹿及びイノシシとともに熊を自治体に対する鳥獣対策交付金の対象に追加した。熊による養蜂被害を守るため、熊捕獲の許可、駆除が迅速に行えるよう、環境省の規則等に関する情報提供に努める。

（4）ツマアカスズメバチについて

蜜蜂に悪影響を及ぼすおそれがある特定外来生物のツマアカスズメバチについ

て、関係機関と連携しながら情報提供に取り組む。

8. 法人会計事業

総会、理事会の組織活動を主催等する。

9. その他

(1) 関係省庁等との意見交換・消費者団体との意見交換

養蜂及び蜂蜜にかかわる問題点等について、意見交換を行う。

(2) 養蜂議員連盟総会への参加

令和2年に改組して新たに設立された養蜂議員連盟について、総会等へ参加する。

(3) 令和6年能登半島地震による被災者支援義援金の寄付

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震の被災者支援のため受け付けた義援金について、石川県養蜂組合に寄付を行う。

(4) ウクライナへの支援

日本養蜂協会としてウクライナへの養蜂支援に関する口座を令和4年12月に開設し、随時、寄付を受け付けていくこととする。

(5) みつばちハッチ基金の活用

平成22年よりヤフー募金等から、みつばちや自然の保護及び蜜源植物の植栽支援を目的として、日蜂協に寄付が継続している。積み立てられた基金を活用して、植栽支援等について検討し、寄付者への謝意とともに、成果についてはホームページ等に掲載し、有効活用していることを広報する。